

平成 21 年 12 月 17 日

滝沢村長 柳 村 典 秀 殿

滝沢村補助金等審議会

会 長 齋 藤 俊 明

平成 21 年度実施補助金公募制度の審査について（中間答申）

本審議会は、平成 21 年 6 月 15 日付けで滝沢村長から諮問がありました「平成 21 年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、個別申請補助金に関し審査を行いましたので、別紙のとおり答申いたします。

平成 21 年度実施補助金公募制度の審査について

はじめに

本審議会は、平成 21 年 6 月 15 日付けで滝沢村長から諮問があった「平成 21 年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、個別の申請書に基づいて行った審査結果を中間答申として答申するものである。

審査については、事業の申請書に基づき、あらかじめ委員が個別に審査を行った後、合議を平成 21 年 10 月 15 日、10 月 29 日、12 月 3 日の計 3 回実施のうえ、審査したものである。

今回の中間答申においては、個別申請補助金として申請された事業について、全体としての総括的な講評を行い、更に個別申請事業についての審査結果を答申するものである。

1 個別申請補助金について（総括）

平成 21 年度の個別申請補助金の公募は、平成 21 年 8 月 31 日に申請が締め切られ、25 件の申請があった。また、政策報告補助金として報告があった補助事業のうち個別申請補助金として扱うべき 4 件を加え、その申請内容についての審査が本審議会に委ねられたものである。

審査を行った際に見受けられた事項で、今後改善を要する事項は次のとおりである。

(1) 申請書類の記載内容

今回の個別申請補助金は、基本的には申請者自らの発意に基づき行う事業であるが、申請書類の記載において、補助金の積算等が不明確である事業が一部見受けられた。申請書類を作成するにあたり、申請者に対する村の指導又は助言が必要と認められる。

(2) 継続事業について

補助金公募制度を開始した平成 18 年度に申請した補助金で、継続するものは再申請が必要となるが、今回申請のあった 29 件のうち、18 件が再申請であった。それらの事業については、申請にあたって過去 3 年間の実績の評価がなされたが、一部事業において成果の検証が不十分な事業があった。評価とは、単に実施内容を羅列するのではなく、事業の結果何がどの程度変わったのか、また、事業の目的に照らしどの程度資するものであったのかを整理し、次年度以降の活動を企画するために行うものである。従って、事業者には評価結果に応じた事業内容の見直しが求められ、前項同様村の関与も重要となる。

2 審査方法

審査は、別紙 1 の審査シートを用いて本審議会委員が個々に評価を行ったのち、合議による調整を図ったものである。申請事業の評価点数については、委員評価の平均である。

3 本審議会における申請事業の採択に関する意見について

(1)申請事業について

申請事業の公益性、村総合計画との関連性、事業の目的及び内容とその効果について、審査を行った結果、本審議会としては、50点以上の申請事業については、補助事業としての公益性、効果等が認められる事業であると結論付けるものである。

また、50点未満の申請事業については、補助事業としての十分な公益性又は効果等が認められず、再度事業内容を見直し又は精査することが必要である。

(2)補助事業の棚卸について

村補助金は、様々な事業に交付され、一部重複と思われるものもあるなど複雑になっている。それぞれの事業に経緯等があるが、縦割りで数十年もやっている事業が多いことから、一度棚卸することにより、事業の再編や合理化が可能になるとと思われる。

(3)事業の理解促進について

一部事業において、グループ内の交流など、事業対象が特定の人たちに限定する内向きな活動が見受けられる（特に福祉分野において顕著）。現状で効果がないわけではないものの、積極的に地域等外部との交流を持つなどして村民の理解を得ることにより、さらに事業の効果を高めることが出来ると思われる。

4 個別申請補助金申請事業への審査結果について

各個別申請補助金の審査内容については、別紙2の一覧による。